

安倍内閣が成立を目指す「安保法制」の廃案に関する意見書（案）

安倍内閣は、今国会において「安保法制」の成立を強行しようとしている。しかし、この法制は、「二度と海外で戦争しない」と誓った日本国憲法第9条を根本から破壊して、米国の起こす戦争に自衛隊がいつでもどこでも参加し、支援するもので「戦争法案」というべきものであることが、国会審議を通じて、浮き彫りになってきた。

この法案の問題点は、第一に、集団的自衛権の行使を容認し、我が国に対する武力攻撃がなくても他国のために武力を行使することであり、海外での武力行使に道を開くことである。第二に、戦闘地域にまで自衛隊を派兵し、米軍等への後方支援を行うことである。第三に、形式的には停戦合意があっても、戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、武器を使用することを含めて、治安維持活動に取り組むことができることなどである。

こうした法案の成立が強行されれば、自衛隊員はもとより、今後、若者が戦場に送り出され、「殺し、殺される」という深刻な事態が生じることは明らかである。

これは、「集団的自衛権の行使はできない」、「海外で武力行使は許されない」という、戦後の我が国政府による憲法第9条の解釈の根本を、一内閣の独断で180度転換するもので、憲法第9条及び立憲主義の破壊にほかならない。

それゆえに、本年6月4日の衆議院憲法審査会において、この法案について、与野党が推薦した3人の憲法学者の参考人が、そろって「憲法違反」と断言し、多数の憲法学者も憲法違反の声を上げている。国民世論も「説明不足」、「慎重審議」、「廃案」などの声が大きく広がっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、この「安保法制」を廃案にするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
安全保障法制担当大臣

宛て